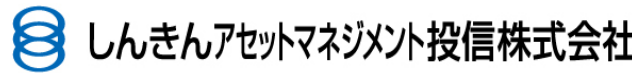


※当ファンドは特化型運用を行います。

作成基準日：2023.1.20

## 分配金変更のお知らせ



平素は「しんきんJリートオープン（毎月決算型）」（以下「当ファンド」といいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社におきましては、この度、2023年1月20日に当ファンドの第213期決算を行い、当期分配金を**25円（1万口当たり、税引前）**といたしましたことをご報告申し上げます。

今後も、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用してまいりますので、引き続き当ファンドをご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 第213期決算（2023年1月20日）の分配金と基準価額

当期分配金 (1万口当たり、税引前)	基準価額 (1万口当たり、分配金支払後)	【ご参考】設定来累積分配金 (1万口当たり、税引前)
25円	2,811円	12,610円

## 【ご参考】当ファンドの分配金推移（1万口当たり、税引前）

決算期	第1期 ～第12期	第13期 ～第24期	第25期 ～第116期	第117期 ～第173期	第174期 ～第212期	第213期
決算日 毎月20日	2005/5/20 ～ 2006/4/20	2006/5/22 ～ 2007/4/20	2007/5/21 ～ 2014/12/22	2015/1/20 ～ 2019/9/20	2019/10/21 ～ 2022/12/20	2023/1/20
分配金	各30円	各40円	各60円	各75円	各50円	25円

※分配金の実績は過去のものであり、運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない可能性があります。また、将来の運用成果等を保証・示唆するものではありません。

## ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（Jリート）に投資することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## 収益分配

毎月20日（休業日の場合、翌営業日）に以下の「収益分配方針」に従って分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 分配金は、配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案し決定します。

※当ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は、信用リスク集中回避を目的とした投資制限（分散投資規制）を規則に定めており、特化型ファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

分配金の変更に関するQ&A

Q1. 分配金を引き下げた理由を教えてください。

Jリート市場は、2020年3月の新型コロナウイルスの影響による急落から、日銀による大規模な金融緩和策による下支えもあり、2021年8月には急落前の水準近くまで値を戻しましたが、その後は世界的な金利上昇により上値の重い動きとなりました。こうした市場環境のなか、当ファンドの基準価額は、分配金再投資後はおおむね市場環境に沿った推移となる一方で、分配金支払後は投資するJリートからの配当金を上回る収益分配をした結果、戻りが鈍い動きとなりました（【図表1】、【図表2】）。

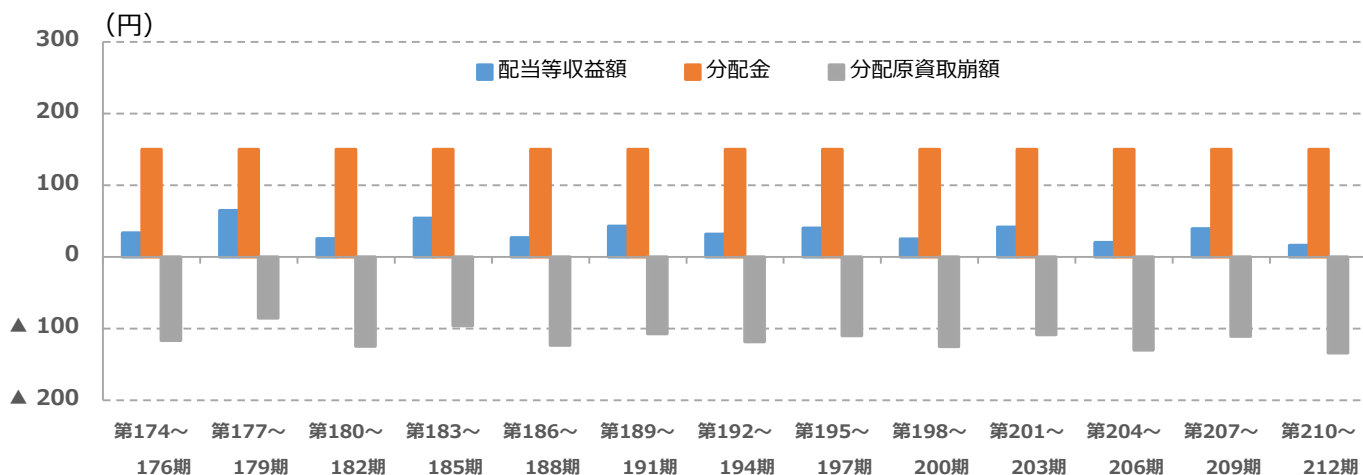
こうした状況のなか、基準価額の水準ならびに「ファンドの目的」および「収益分配方針」等を勘案した結果、信託財産の中長期的な成長を目指しながら、今後も安定した分配を継続的に行うために、分配金を25円（一万口当たり、税引前）とさせていただきます。

【図表1】当ファンドの基準価額・基準価額（分配金再投資後）推移  
（設定来～2022年12月末、日次）



※基準価額（分配金再投資後）は、決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。  
また、換金時の費用・税金は考慮しておりません。

【図表2】当ファンドの配当等収益額および分配金、分配原資取崩額の推移  
（第174期（2019年10月）～第212期（2022年12月）、3期累計）



分配金の変更に関するQ&A

Q2. 最近の運用状況はどのようになっていましたか。

2022年12月末における直近1年間の騰落率については、「基準価額（分配金再投資後）」（※）が▲5.63%であった一方、「基準価額」は、▲21.39%となりました（【図表3】）。

※基準価額（分配金再投資後）は、決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

2022年のJリート市場は、物価上昇による世界的な金利上昇もあり、上値の重い動きの中、値を下げました。2022年10月下旬以降は、米国の長期金利の上昇が落ち着いたことなどから値を戻す動きとなり、東証REIT指数は、11月上旬に一時2,000ポイントを回復しました。ところが、12月20日に日銀が金融政策決定会合で、金融政策の変更はないとの見方が大勢を占める中、0%程度に誘導する長期金利の許容変動幅を従来の「±0.25%程度」から「±0.5%程度」に拡大する決定をしたことが伝わると、国内金利の上昇への警戒感から、リスク資産が売られる動きとなりました。金利の動きに敏感なJリート市場については、株式市場よりも売りに押される展開となり、東証REIT指数は、一時1,820ポイント程度まで急落する動きとなりました（【図表4】）。

こうした環境の下、当ファンドが投資するJリートからの配当収入はありましたが、市場下落によるマイナス要因に加え、分配金のお支払いや信託報酬等もあり、基準価額は下落する結果となりました（【図表5】）。

【図表3】 基準価額・基準価額（分配金再投資後）の日次推移

(2021年12月末～2022年12月末、2021年12月末を10,000として指数化)

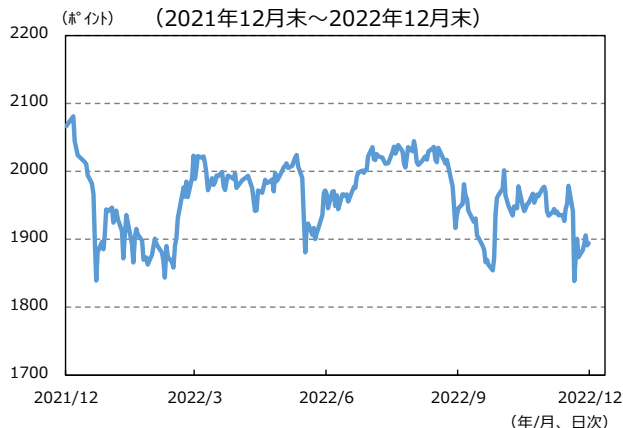


※基準価額（分配金再投資後）は、決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

また、換金時の費用・税金は考慮しておりません。

【図表4】 東証REIT指数

(2021年12月末～2022年12月末)



(出所) QUICKよりデータ取得し、しんきん投信作成

【図表5】 当ファンドの基準価額変動要因

(2021年12月末～2022年12月末)

2021年12月末基準価額	3,787円
インカム	122円
要因	キャピタル
	-291円
小計	-169円
分配金	-600円
その他（信託報酬等）	-41円
2022年12月末基準価額	2,977円

※要因分析の数字は、概算値であり、実際の数値とは異なります。傾向を知るための参考としてご覧ください。

※各計数は1万口当たりです。

分配金の変更に関するQ&A

Q3. 当ファンドを取り巻く環境の見通しと運用方針について教えてください。

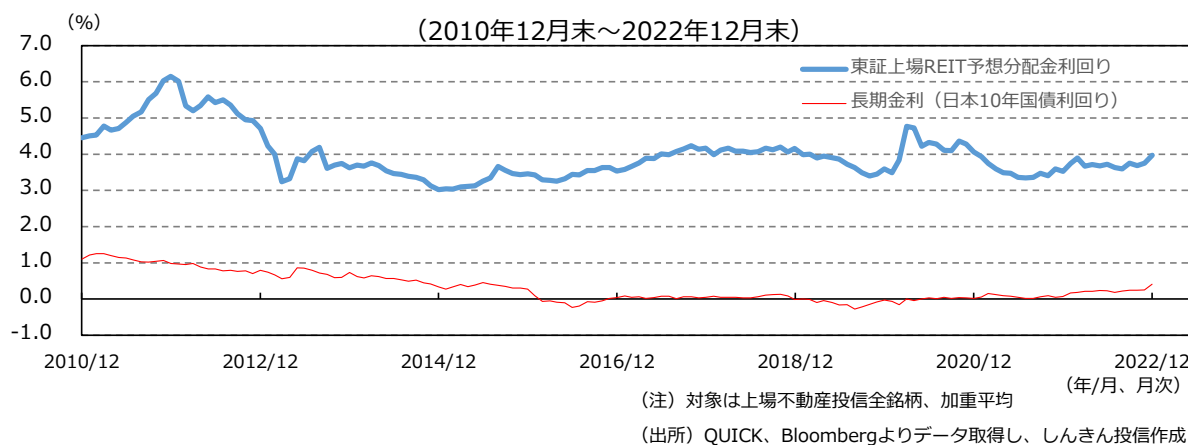
<経済環境の見通しについて>

今後のJリート市場につきましては、日銀の金融政策変更のタイミングが予想外であった影響により、当面は値動きの荒い展開が続くと見込んでいます。もっとも、Jリート各社は調達資金の大半を長期固定金利によって行っていることから、今般の長期金利の変動幅の変更によるJリートの収益への影響は軽微であると当社は見込んでいること、Jリート全体の予想分配金利回りが3.968%（2022年12月30日時点、東証上場REITの予想分配金利回り（加重平均）。QUICK算出）と高水準であることから、徐々に買戻しの動きが強まると考えています（【図表6】）。また、Jリートが割高か割安かを判断する指標の一つであるNAV倍率（株式のPBR（株価純資産倍率）に相当）が1倍を下回っていることも下支え材料であると考えています（【図表7】）。

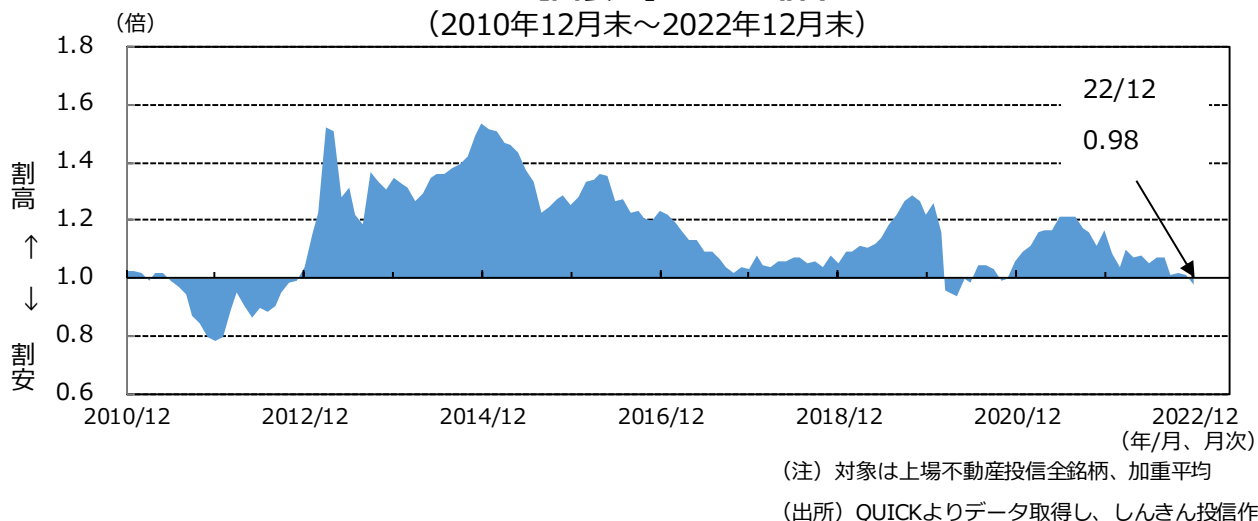
<当ファンドの運用方針>

引き続き、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（Jリート）に投資することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

【図表6】 東証上場REIT予想分配金利回りと長期金利



【図表7】 NAV倍率



## 分配金の変更に関するQ&amp;A

## Q4. 今回分配金を引き下げた分はどうなるのですか。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

今回分配金を引き下げた分は、それに相当する額がファンドの純資産に留保され、分配金支払い後の基準価額に反映されます。したがって、分配金支払い後の基準価額は、前回の分配水準と同じ額を分配した場合に比べて下落幅が小さくなります。

なお、分配金の水準は、必ずしもファンドの収益率を示すものではありませんので、基準価額の騰落額と分配金を合わせたトータル・リターンで考える必要があります。

## 【投資信託で分配金が支払われるイメージ】



分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日に比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## Q5. 今後も分配金の変更は続くのですか。

当ファンドは、前掲1ページの説明にありますとおり、毎月の決算日に、「収益分配方針」に従い分配を行うこととしております。今後も、この「収益分配方針」に従って、基準価額の水準、分配対象額の状況や市況動向等を総合的に勘案し、適時適切に収益分配額を決定いたします。将来の分配金の支払いやその金額について保証するものではなく、今後のJリートの市場動向や運用状況によっては分配金の水準を維持できないことや、お支払いできない可能性はありますが、今後ある程度の期間にわたって安定した分配を継続できるよう考慮して決定いたしました。



収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

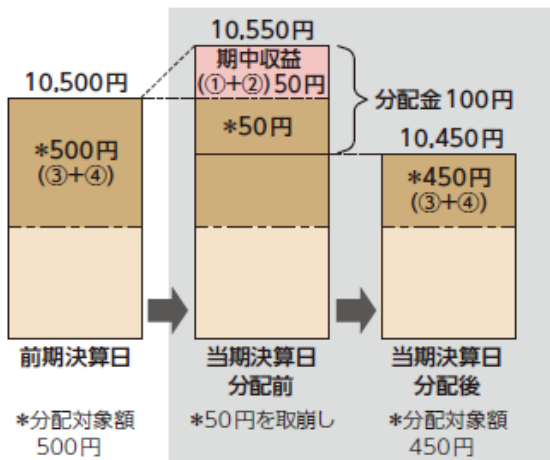
投資信託で分配金が支払われるイメージ



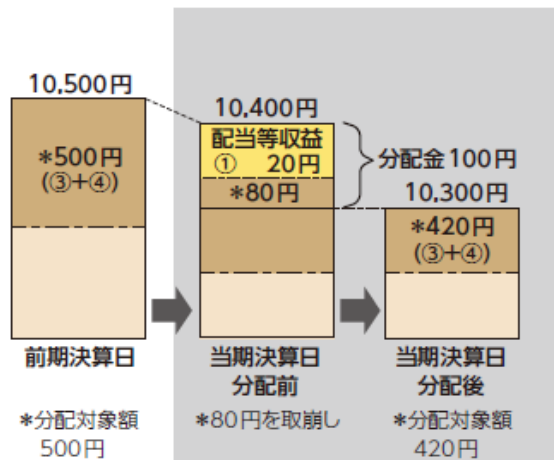
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



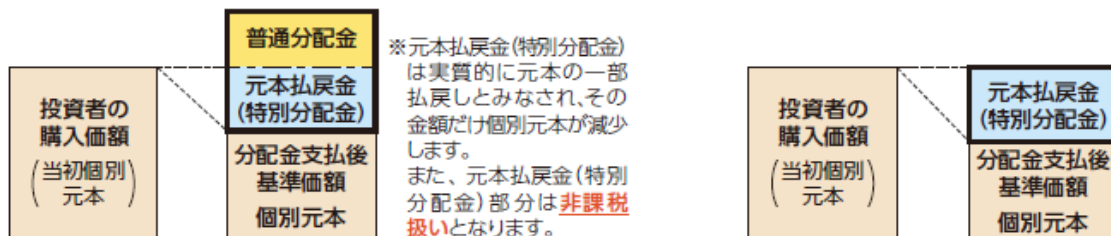
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

## 委託会社その他関係法人の概要

**委託会社** ファンドの運用の指図を行います。

しんきんアセットマネジメント投信株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第338号  
加入協会/一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

**販売会社** 受益権の募集の取扱い、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払い等を行います。

・信金中央金庫（指定登録金融機関）登録金融機関 関東財務局長（登金）第258号 加入協会/日本証券業協会  
・信用金庫（取次登録金融機関）

取次登録金融機関は信金中央金庫との契約に基づき、受益権の募集の取扱いの取次ぎ、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払いの取次ぎ等を行います。

当ファンドに関してのお問い合わせ  
しんきんアセットマネジメント投信株式会社  
<コールセンター>（営業日の9：00～17：00）  
**フリーダイヤル 0120-781812** 携帯電話・PHSからは 03-5524-8181  
<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

## ご投資にあたっての留意点

「しんきんJリートオープン（毎月決算型）」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。**  
**ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。**

## &lt;基準価額の変動要因&gt;

## 価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

不動産投資信託  
のリスク

不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産に係る法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

## 信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

## &lt;その他の留意点&gt;

■当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

## 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目以降にお支払いします。
申込締切時間	毎営業日の午後3時 (この時刻までに販売会社所定の事務手続きが完了していることが必要です。)
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 購入および換金の申込受付を中止することがあります。
信託期間	無期限（当初設定日：2005年2月1日）
繰上償還	委託会社は、この信託を償還することが投資者のために有利であると認めるとき、 もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託を 償還することがあります。
決算日	毎月20日（休業日の場合、翌営業日）です。
収益分配	毎月の決算日に、収益分配方針に従って収益分配を行います。収益分配金は 自動的に再投資されます。収益分配金をお受け取りになる場合は、事前に販売 会社所定の手続きが完了していることが必要です。
信託金の限度額	5,000億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎年1月、7月の決算日および償還日を基準に作成し、 基準日に保有している投資者に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。益金不算入制度の適用はありません。 ※税法の改正によって変更される場合があります。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に応じて、購入価額に <b>2.2%（税抜2.0%）を上限</b> に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して <b>0.3%</b> を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	純資産総額に対して、 <b>年率1.045%（税抜0.95%）</b>	
	$1\text{万口あたりの信託報酬} = \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)$	
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 ※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。		
その他費用・ 手数料	監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および有価証券売買時の売買委託手数料等は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。 ※「その他費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。	

※上場不動産投資信託は、市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示していません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	・配当所得として課税* ・普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	・譲渡所得として課税* ・換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

\* 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※上記は、作成基準日の情報をもとに記載しています。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

信用金庫 (取次登録金融機関一覧)

No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会
1	北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第19号	
2	室蘭信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第33号	
3	空知信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第21号	
4	苫小牧信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第24号	
5	北門信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第31号	
6	旭川信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第5号	
7	留萌信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第36号	
8	帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第15号	
9	大地みらい信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第26号	
10	青い森信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第47号	
11	山形信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第55号	
12	米沢信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第56号	
13	鶴岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第41号	
14	新庄信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第37号	
15	盛岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第54号	
16	一関信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第26号	
17	杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第39号	
18	宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第52号	
19	石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第25号	
20	仙南信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第40号	
21	会津信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第20号	
22	郡山信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第31号	
23	白河信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第36号	
24	須賀川信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第38号	
25	ひまわり信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第49号	
26	あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第24号	
27	二本松信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第46号	
28	福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第50号	
29	高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第237号	
30	桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第234号	
31	アイオー信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第230号	
32	館林信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第238号	
33	北群馬信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第233号	
34	しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第232号	
35	足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第217号	
36	鹿沼相互信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第221号	
37	佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第223号	
38	水戸信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第227号	
39	結城信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第228号	
40	埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第202号	日本証券業協会
41	川口信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第201号	
42	青木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第199号	
43	飯能信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第203号	
44	千葉信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第208号	
45	横浜信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第198号	日本証券業協会
46	かながわ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第197号	日本証券業協会
47	川崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第190号	日本証券業協会
48	平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第196号	
49	さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第191号	
50	中南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第195号	

No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会
51	朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第143号	日本証券業協会
52	芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第158号	
53	東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第179号	日本証券業協会
54	亀有信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第149号	
55	足立成和信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第144号	
56	西京信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第157号	
57	西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第162号	日本証券業協会
58	東京信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第176号	日本証券業協会
59	城北信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第147号	日本証券業協会
60	瀧野川信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第168号	
61	青梅信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第148号	日本証券業協会
62	多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第169号	日本証券業協会
63	新潟信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第249号	
64	長岡信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第248号	
65	三条信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第244号	
66	新発田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第245号	
67	柏崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第242号	
68	上越信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第247号	
69	新井信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第241号	
70	加茂信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第243号	
71	甲府信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第215号	
72	長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第256号	日本証券業協会
73	松本信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第257号	
74	上田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第254号	
75	諏訪信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第255号	
76	飯田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第252号	
77	アルプス中央信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第251号	
78	富山信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第27号	
79	金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第15号	日本証券業協会
80	のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第30号	
81	はくさん信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第35号	
82	興能信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第19号	
83	福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第32号	
84	越前信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第12号	
85	しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第38号	
86	静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第43号	日本証券業協会
87	浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第61号	
88	沼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第59号	
89	三島信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第68号	
90	富士宮信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第65号	
91	富士信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第64号	
92	遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第28号	
93	大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第29号	
94	高山信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第47号	
95	東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第57号	日本証券業協会
96	関信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第45号	
97	八幡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第60号	
98	いちい信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第25号	
99	瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第46号	日本証券業協会
100	半田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第62号	

※上記信用金庫に関する情報は、作成基準日現在のものです。  
 ※上記信用金庫は、登録金融機関である信金中央金庫の取次登録金融機関です。  
 ※一部掲載していない信用金庫がある場合があります。  
 ※上記信用金庫では、一部お取扱いのない店舗があります。

信用金庫（取次登録金融機関一覧）

No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会
101	知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号	
102	豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第54号	
103	豊田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第55号	日本証券業協会
104	碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第66号	日本証券業協会
105	西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第58号	日本証券業協会
106	蒲郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第32号	
107	東春信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第52号	
108	北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号	
109	桑名三重信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第37号	
110	滋賀中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第79号	
111	長浜信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第69号	
112	湖東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第57号	
113	京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第52号	日本証券業協会
114	京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	日本証券業協会
115	京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号	
116	大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号	
117	大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	日本証券業協会
118	永和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第43号	
119	北おおさか信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第58号	
120	奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	日本証券業協会
121	大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	日本証券業協会
122	奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第72号	
123	きのくに信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第51号	
124	神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第56号	
125	姫路信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第80号	日本証券業協会
126	播州信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第76号	日本証券業協会
127	兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	日本証券業協会
128	尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第39号	日本証券業協会
129	但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第67号	
130	西兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第73号	
131	中兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第70号	
132	但陽信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第68号	
133	鳥取信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第35号	
134	米子信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第50号	
135	しまね信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第27号	
136	日本海信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第37号	
137	おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	日本証券業協会
138	水島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第48号	
139	津山信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第32号	
140	玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号	

No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会
141	徳北信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第43号	
142	吉備信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第22号	
143	備前日生信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第40号	
144	広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	日本証券業協会
145	呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第25号	
146	しまなみ信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第20号	
147	西中国信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第29号	
148	高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号	
149	観音寺信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第17号	
150	愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第15号	
151	備前信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第24号	
152	福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	日本証券業協会
153	大牟田柳川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第20号	
154	筑後信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第28号	
155	飯塚信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第16号	
156	大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第19号	
157	遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第21号	
158	佐賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第25号	
159	伊万里信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第18号	
160	熊本信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第12号	
161	熊本第一信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第14号	
162	高鍋信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第28号	
163	鹿児島信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第25号	
164	鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第26号	
165				
166				
167				
168				
169				
170				
171				
172				
173				
174				
175				
176				
177				
178				
179				
180				

※上記信用金庫に関する情報は、作成基準日現在のものです。

※上記信用金庫は、登録金融機関である信金中央金庫の取次登録金融機関です。

※一部掲載していない信用金庫がある場合があります。

※上記信用金庫では、一部お取扱いのない店舗があります。

＜本資料に関してご留意いただきたい事項＞

※本資料は、ご投資家の皆様に「しんきんJリートオープン（毎月決算型）」へのご理解を深めていただくことを目的として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

※本資料は、信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、いかなるデータも過去のものであり、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。

※本資料の内容は、当社の見解を示しているに過ぎず、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。記載内容は作成時点のものでありますので、予告なく変更する場合があります。

※投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

※投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。

※当ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

※しんきんアセットマネジメント投信株式会社をしんきん投信と略して表記する場合があります。